(第1片) (表)

荒	川区	保健	■断長	₹ /	殿										年		月	E	3
									開設	者	È •								
										t	£	名							
											ァクシ (法	番号 ジリ番号 大にあ 孫所の	計 うって		名称				
						診犯	豪所(菌	固科診療	奈所又に	助産	所)	開設原	=						
助	産所]					日付け で、医療法			号で その 2 第						-				
									記										
1	名			称															
						荒川区			-	目		番		둗	클				
2	開訁	设 σ.)場	所			電話者 ファクシ	番号 沙番号		()						
3	開訁	殳 年	■月	日						年	F] [3						
4	現		住	J	所		電話者 ファクシミ	番号 沙番号		()						
管理者	氏			:	名														
			修 年					年	F]	F	B			確	認欄			
			番号 年			第		号		年		月		日	確	認欄			
5	診	療	日	時															

(日本産業規格A列4番)

(第1片) (裏)

6	診療に従事	するほ	医師(歯科医	師)	の氏	名、	担	当診療	資科目、	、診療	日時	及び医	籍の	登録事	頭		
										医 籍	医籍の登録事項						
氏	名 担		á診療科目	診	療	日	日時	路修	床 玩 了登録	开 修 \$ 录年月	等 日	登 釒		5号 万 F 月	日	確認欄	
									年	月	田	第	年	月	号日		
									年	月	日	第	年	月	号日		
									年	月	日	第	年	月	号日		
									年	月	日	第	年	月	号日		
7	業務に従事	する胆	加産師の氏名	及び	勤務	8日時		<u>I</u>			ı		<u> </u>				
	氏 名		勤) }	务 [3	時			免 登	許 証 録	番年	号 及 月	び 日	確認欄		
											第 5	F	月	号日			
												第 5	F.	月	号日		
8	嘱託する医	師又は	' は病院若しく	は診	療所	ī (分	分娩を	を取り	り扱う!	助産所	に限	る。)					
	氏行																
嘱		_															
託	住	近		電話					()						
医	+A. c. 17. □			ノアク	ソミリ	番号			()						
師	診療科目		% AFDD						/					τ¢ι÷π	1488	1	
			登録年月日	_	·/·			_	年	月				確認			
	光計 証留5	5及0	登録年月日 名 称	5	第			号		年	月	日		確認	(闸		
		の嘱託医師に代															
えて機関	定めた嘱託 I	医療															
		診療科目															
8の 限る		る新生	生児への診 療	を行	うこ	ことか	バでき	きる症	病院又!	は有床	診療	听(分	娩を	取り扱	ひう助	産所に	
嘱託	医師による		名 称														
	が困難な場合の/に定めた嘱託医療		所在地														
関	のた場で区	原 (茂	診療科目														
9	医療従事者	(薬剤	】 別師、看護師	万、准 :	看護	節、	診療	豪放身	対線(:	エック	ス線) 技師	等)				
	職種		氏	名			免記	午登錄	禄年月	В		登	録 番	号		確認欄	
								年	月	日		第		号			
								年	月	日		第		号			
								年	月	日		第		号			
								年	月	日		第		号			
								年	月	日		第		号			
								年	月	日		第		号			

10 その他の従事者			
事務員	看護助手	その他	計
名			名

11 添付書類

(注2・3)

1) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書

(注2・3)

- 2) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し
- 3) 業務に従事する助産師の免許証の写し

(注2)

- 4) 分娩を取り扱う助産所については、省令第15条の2第1項に規定する病院若しくは診療所において産科若しくは産婦人科を担当する医師に嘱託した旨を確認することができる書類及び当該医師の臨床研修等修了登録証の写し並びに免許証の写し又は同条第2項に規定する診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する病院若しくは診療所に嘱託をした旨を確認することができる書類
- 5) 分娩を取り扱う助産所については、省令第15条の2第3項に規定する診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)に嘱託した旨を確認することができる書類
- (注1) 臨床研修等修了登録証写し及び免許証写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。 提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。
- (注2) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
- (注3) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を 行った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定 による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用について は、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。